

## 大井川利水関係協議会 議事録

日 時：令和7年12月15日(月) 17:00～17:30

開催方式：Web開催

出席者：「大井川利水関係協議会出席者名簿」のとおり

### ○司会

それでは、定刻となりましたので、ただ今から大井川利水関係協議会を開催いたします。

会員の皆様におかれましては、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

私、本日の進行役を務めます、県くらし・環境部参事の清水と申します。よろしくお願ひいたします。

本日のご出席者につきましては、お手元のリストの一覧表の通りとなりますので、ご確認ください。

また、本日の議事を進めるにあたり、会員の過半数の了解を得た場合に限り、必要な関係者等を出席させることができるとの、利水協議会規約第4条第2項に基づき、会員の過半数のご了解を事前にいただいておりますので、本日は、説明者としてJR東海の皆様にもご出席をいただいております。ありがとうございます。

なお、本日の会議につきましては、公開での開催となります。

また、会議の模様を録画し、後日、県のホームページで公開いたしますので、その旨ご承知おきください。

それでは、開催にあたりまして、県中央新幹線対策本部長の平木副知事からご挨拶を申し上げます。

### ○平木副知事

皆様、こんばんは。平木でございます。

本日は、年末のお忙しい中に、Webという形ではありますけれども、首長の皆様をはじめ、利水団体の皆様にお時間を取っていただきまして、ありがとうございます。

また、日頃よりリニア中央新幹線整備に伴います、大井川の水資源、そして南アルプスの自然環境保全に向けての取り組みをいただきまして、誠にありがとうございます。

本日の大井川利水関係協議会のテーマは、8月1日にJR東海から依頼がありました、ヤードの追加造成に関する対応についてでございます。

8月13日に大井川利水関係協議会でご説明を差し上げましたが、今回のヤードの用地造成につきましては、準備工事ということで考えますと、5haを超えることになりますので、県自然環境保全条例に基づく自然環境保全協定の締結が必要であります。その前提として、河川法や森林法等に関連する関係法令に基づく手続きが必要になるというのが条例上の手続きでございます。

こうした協定の手続きに向けての自然環境保全計画の内容が、条例の基準を満たし、

かつ、その他の関係法令上の許可が確実に見込まれる状況になっているのかどうかということについて、本日ご説明したいということです。

JR 東海との協議状況なども含めまして、JR 東海そして県の方からもご説明させていただきますので、よろしくお願ひします。

今後も都度都度、こういう形で、できるだけリアルで開催したいとは思いますが、Web も含めて、こうした大井川流域の首長さん、あるいは利水団体の皆様とのコミュニケーションの場を取っていきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

本日はよろしくお願ひいたします。

## ○司会

ありがとうございました。

それでは、次第に沿って議事を進めさせていただきます。

質疑につきましては、時間の関係から全ての説明が終わった後にまとめてお受けする形とさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

それでは議事(1)、JR 東海から依頼があったヤード整備への対応についてとなります。

8月1日にJR 東海の水野副社長から、県中央新幹線対策本部長である平木副知事に対し、ヤードの用地造成と環境調査の拠点となる事務所の整備を進めるため、必要な協議、調整を行いたいとの依頼を受けました。

この依頼内容につきましては、8月13日に開催した利水協議会において、皆様にご説明をし、その後このヤード整備の実施に必要な手続きについて、JR 東海と協議、調整を進めてまいりました。

本日は、ヤード整備の実施に必要な手続きと、その協議の調整状況、及び、今回のヤード整備に対する県としての対応方針等につきまして、皆様にご説明をさせていただきます。

それでは、最初にヤード整備の考え方、自然環境保全条例に基づく協定締結、その他関係法令の手続きについて事務局からご説明をいたします。

## ○事務局

くらし・環境部参事の村田でございます。県の資料をご覧ください。

まず、ヤード整備の考え方についてご説明をさせていただきます。1枚目でございます。

ヤード整備につきましては、平成30年の当時に、宿舎それから事務所の工事、それからそれに関連する用地造成というものにつきまして、これを準備工事という形で整理をしております。

一方で、そのトンネルの坑口整備ですか、トンネル工事に必要な濁水処理等の施設と関連する用地造成については、本体工事ということで、準備工事と本体工事それを別の開発行為と整理をいたしまして、準備工事については大きな土地の改変を伴わないことから、大井川水系の水資源、それから南アルプスの自然環境保全に著しい影響を与えるとは考えにくいと判断をいたしまして、着手を認めているという経緯がございます。

今回 JR 東海からご依頼がございましたヤード整備の内容は、点線で囲ってあるところにありますように、環境調査の拠点となる事務所、それからそれに関連する用地造成といったことであります。平成 30 年当時に整理をいたしました準備工事に該当するものだと考えております。

そのため、今回、自然環境保全条例に基づいてこれが認められるのかどうかというのを、具体的に判断をしていくことになってまいります。

その上で、2枚目スライド、2ページ目でございますけれども、今回のこのヤード整備を取り巻く制度について、ご説明をさせていただきますが、県内で造成や土地の形質変更を伴うような、5ヘクタール以上の開発行為を行おうとする場合は、県の自然環境保全条例に基づきまして、県との間で協定締結が必要になってまいります。

このリニア事業に関しましては、JR 東海と県が、準備工事、本体工事、それぞれについて協定を締結することになっているというところであります。今回はまさにこの準備工事について、枠の中にはありますように、対象と記載ございますけれども、この要件に当てはまるということから協定を締結する必要があると考えております。

具体的な協定の内容といたしましては、希少野生動植物保全等の自然環境保全措置についてしっかりと記載していただき、それを実施していただくというようになります。JR 東海の開発予定地における調査の実施、それから調査結果に基づく保全計画書の作成・提出を受けて、その内容を県の方で確認をするということになってまいります。

この点につきまして、後ほど JR 東海から説明をいただくということになってまいります。

続きましてスライドの 3枚目でございます。

今申し上げた自然環境保全条例以外のことについてご説明をさせていただきます。

こちらに記載しておりますとおり、条例に基づく自然環境保全協定の締結の他、関係法令の許可等が必要になってまいります。

具体的に申し上げますと、関係法令の手続きといたしましては、静岡市が所管をしております盛土規制法に基づく許可ですか、県が所管する河川法に基づく土地の占用許可の他、いくつかの許可がこの表に記載の通りございまして、自然環境保全協定の締結の前にこれらの許可等が済んでいるのか、少なくとも確実な見込みとなっている必要がある、という制度の立て付けになっているというところでございます。

県からの説明は以上になります。

## ○司会

ありがとうございました。

続きまして、自然環境保全協定の締結に向けて JR 東海が実施された希少野生動植物調査の結果、及び、この調査の結果を踏まえて JR 東海が作成をされている、自然環境保全計画の内容、今回のヤード整備の実施に必要な環境保全手続き状況等について、JR 東海からご説明をお願いいたします。

## ○JR東海（永長）

はい。それでは、協定の締結に向けた状況につきまして、スライドを用いてご報告

をいたします。

スライドの右下の方にページ数を記載をしております。

まず 2 ページをお願いします。

一番上のポツですが、静岡工区におけるヤード整備のうち、平成 30 年 8 月に弊社が要請した、宿舎、事務所等の工事、及び、用地造成について、本体工事、いわゆるトンネル工事とは切り離された、準備段階の工事として進めてまいりました。

その後、環境保全上の課題である大井川水系の水資源、及び、南アルプスの自然環境の保全に関して、国土交通省の有識者会議や静岡県の専門部会で対話をを行い、水資源については専門部会における対話が完了し、残る全ての項目について対話を進めているところです。

弊社では、このような状況に鑑み、必要なヤードの用地造成や対話の内容を踏まえて、工事開始前から実施する環境調査の拠点となる事務所等の整備等の準備段階の工事、以降これらを準備工事と呼びますが、それらを実施したいと考えております。

本日は、これらの準備工事を実施するために必要な静岡県自然環境保全条例に基づく協定、自然環境保全協定の締結に向けた現在の状況を報告いたします。

なお、トンネルの坑口整備や濁水処理等の設備の設置などの本体工事については、今回の準備工事には含んでおりません。

続いて 3 ページをお願いします。

協定の締結対象です。

まず、右の方に既改変範囲と書いている、西俣ヤード、千石 C ヤード、千石沢ヤードの一部、樋島ヤードでこれまで準備工事を進めてまいりましたが、これに対し地図で黄色く示しております、千石 A ヤード、千石 B ヤード、千石沢ヤードの残りを加えた範囲とすることを考えております。

その結果、形質変更区域の面積は、約 6.6 ヘクタールとなります。

4 ページをお願いします。

こちらは千石ヤードを示しておりますが、今回整備を行う A ヤードは、左下にピンク色で示す部分で、主に切り取りによってヤードを造成した上で事務所を設置いたします。

また、B ヤードは右下にピンク色で示す部分で、盛土によりヤードを造成する計画です。

緑色で示す上の C ヤードはすでに改変を行っております。

5 ページをお願いします。

千石沢ヤードを示しています。

北側の緑色の部分がすでに改変を行っている範囲、南側のピンク色の部分が今回改変を計画する範囲です。

6 ページをお願いします。

協定の締結に向けた、希少野生動植物調査についてご説明をします。

本年 5 月に条例の手続きに則り、静岡県へ調査計画や方法等を記載した、希少野生生物調査計画書を提出した後、今回の改変範囲に係る現地調査を実施しました。

調査の概要は次の通りです。

まず、調査対象ですが、静岡県における絶滅の可能性のある野生動植物の分布や、生息生育状況について取りまとめられている、静岡県レッドデータブックに記載されている絶滅危惧種を重点的に調査を実施しました。

7 ページをお願いします。

一般的な環境影響評価と同様に、動物については哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類、クモ類を調査しました。

また、植物及び菌類についても調査をしました。

調査方法としては、環境影響評価と同様に、調査範囲の任意踏査による確認を中心としています。

8 ページをお願いします。

千石 A ヤードの状況です。

林道の近辺から写真を撮っておりますが、一部範囲には林道沿いに仮囲いの設置をしてあることがご確認をいただけます。

今回の作業では、上の写真では林道の奥側、下の写真では林道の右側に当たる範囲にて、斜面の切り取りを行い、林道とほぼ同じ高さのヤードを作ります。

9 ページをご覧ください。

千石 B ヤードの状況です。

上の写真で左側に見えますのが大井川、下の写真では見えませんが、右側に大井川があります。

ここでは、下の写真で道になっているところと、ほぼ同じ高さになるように、川側に盛土します。

なお、この盛土に当たっては、千石 A ヤードの切り取りで発生した土を、使用することを考えており、今後、施工計画を精査してまいります。

10 ページをお願いします。

千石沢ヤードの状況です。

こちらは、比較的平らな森になっており、樹木を伐採の上で、整地を行います。

11 ページをお願いします。

これ以降調査結果を報告します。

まず、調査項目ごとに、調査を行った季節と具体的な時期を表にまとめています。

それぞれ専門家にご意見をいただきながら、生息が確認できる時期などに調査を行っています。

12 ページをご覧ください。

こちらが調査の結果です。

希少種の位置が特定されるため、具体的な確認種の名前や確認地点の記載は控えておりますが、ご覧の通り、分類群ごとに確認された重要種の種の数を記載しております。

植物では 11 種、動物では 6 種、計 17 種の重要種が確認をされております。

13 ページをお願いします。

実際に現地調査を行っている状況です。

左側の写真が、植物の調査を行っているところです。

真ん中の写真は、昆虫を網で捕獲して調査を行っています。

右側の写真は、哺乳類の調査を行っているところです。

続いて 14 ページをご覧ください。

確認された重要種の保全対策について説明をします。

まず、植物ですが、改変範囲内で確認された重要種については、移植・播種を実施します。

確認された種ごとに、移植や播種の実施先の状況、方法、時期などを検討し、専門家へのヒアリングを行った上で、静岡県へ保全対策実施計画書を提出し、移植や播種を進めています。

実施後には、静岡県に現地状況をご確認いただきます。

次に動物については、改変により一部の生息状況が損なわれるものの、同種の生息環境が周囲に広く残されることから、生息環境は保全されると考えています。

次のページをお願いします。

移植や播種を実施した後の生育状況の確認です。

実施後の環境の確認を目的として、作業後約 1 ヶ月以内に 2 回調査を実施することを予定しています。

また次年度は、移植等を実施した個体の生育状況を確認するため、1 年目に播種を行ったものの発芽期、開花期、結実時期にそれぞれ 1 回、2 年目以降に開花期及び結実時期にいずれか 1 回調査を実施することを予定しております。

なお、生育状況の確認調査は、移植等の実施後 3 年間実施することを基本として考えています。

次のページをお願いします。

今ご説明した自然環境保全協定を含め、今回のヤード整備に当たり必要となる関係法令の手続きを、表にまとめるとこのようになります。

丸を付けている箇所が、今回の作業に当たり必要となる手続きであり、盛土規制法、県の盛土環境条例、河川法、森林法、土壤汚染対策法が該当します。

なお、丸のうち、千石沢の森林法や土壤汚染対策法においては、過去の手続きの際に一体的な範囲として含めており、その時点で手続きが完了しております。

最後に 17 ページをご覧ください。

現在、保全対策実施報告書等の取りまとめを行っているところであり、まとまり次第、静岡県へ提出します。

その後、協定の締結に向けた具体的な調整を進めてまいります。

また、盛土規制法や河川法等の関係法令についても、所管部署との調整等確認を進めているところです。

具体的には、これまでに所管部署に対して資料の素案等をお持ちすることなどにより、具体的な相談を進めており、その際にいただいたご指導等を踏まえて、内容を詰めている段階であり、引き続きこうした協議、調整を進めてまいります。

なお、今回新たに実施する手続きのうち、一部の法令については、書類一式の案に対して、すでに内容のご確認を行っており、そうしたものから順に実際に所管部署への提出を行ってまいります。

自然環境保全協定の締結を含む各法令手続きが完了次第、ヤード整備に着手したいと考えております。

今後、工事の実施に当たっては、環境への影響の回避、低減措置を講じるとともに、従来の代償措置を実施するのみならず、南アルプスのネイチャーポジティブに貢献してまいります。

説明は以上です。

## ○司会

ありがとうございました。

続きまして、今回のヤード整備に向けた自然環境保全協定の締結について、県としての対応方針を平木副知事からご説明いたします。

## ○平木副知事

その前にJR東海に確認ですが、今回、植物と動物をそれぞれ調査していただいたということですが、平成30年の段階で、措置は講じていただいていますよね。その時と、対象となる植物等は異なると思いますが、基本的には播種や植え替えといった措置を講じていたたいており、基本的には同じだと考えてよいですか。

## ○JR東海（永長）

はい、今、副知事からお話をいただいたとおり、措置としては同じでございます。移植・播種などについて、以前もそうでしたし、今回も講じていくというところでございます。

## ○平木副知事

動物に関しては、今までが4.9haであり、それが6.6haになるわけですが、動物は足があるので移動ができるということと、周りがだいたい同じような形質、あるいは自然環境なので、専門家の意見を踏まえて特段の措置というのを講じるより、全体として、モニタリングをすることで足りるという結でいいですね。

## ○JR東海（永長）

はい、ご質問いただきました点については、おっしゃるように専門家のご意見もいただきながら、今回ご説明した考え方で進めていくところでございます。

## ○平木副知事

これは、利水団体、あるいは首長さんの皆様にお集まりいただいているので、申し上げたいと思いますが、今はまず、JR東海が申し上げた通り、基本的には、前回の平成30年の時も土地改変に際して行っている保全措置を踏襲しながら、種類によって細かい内容の詰めをするわけですが、県の対応方針としては、JR東海が申し上げたように、既に自然環境保全措置の内容の確認につきましては、専門家の方々との意見交換、あるいは、県との事務的な調整もさせていただいているところです。

自然環境保全協定の締結に向けた、希少野生動植物の調査をまず実施していただきまして、これがだいたい10月から11月くらいまでにかけて行われたということです

が、その結果、今回の工事予定地での生息が確認された、希少野生動植物の保全計画を作成していただいております。

そして、県でも、調査結果と計画内容につきましては、南アルプスの動植物に詳しい有識者の方々のお力も借りながら、確認をしているところです。

現在までのところ、その結果、移植等の保全措置は、適切に計画をされており、その内容は、条例の基準を満たす一定の水準に達しているという考えに至っております。

そして、既に保全措置として、希少植物の移植が行われていますが、その実施状況につきまして、今週、県として現地確認を行うことにしております。

このことから、県としましては本日 JR 東海から提出された、自然環境保全計画の方向性は適切だと考えており、今後、先ほど申し上げた河川法、森林法、盛土規制法といった関連法令の許可等が確実に見込まれる段階になりましたら、自然環境保全協定を締結し、今回の準備工事の実施を認めたいと考えております。

私からは以上です。

## ○司会

ありがとうございました。

本日予定していたご説明につきましては、以上となります。

ここからは、これまでご説明した内容につきまして、質疑応答の時間とさせていただけたらと思います。

ご意見ご質問がある方におかれましては、ズームのチャットまたは挙手にてお知らせいただきますようお願いいたします。いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

特にご質問等もないようですので、質疑応答は以上で終了とさせていただきます。

## ○平木副知事

首長さま、そして利水関係団体の方々にお時間をいただきましてありがとうございます。

細かい内容につきましては、事務的な調整をさらに進めたいと思います。あとは専門家の方々の確認、これは専門部会への報告を含めて、こちらで取り扱わせていただきたいと思います。

いずれにしても冒頭に申し上げたとおり、流域の首長様、そして利水関係団体の皆様とは、緊密にコミュニケーションをとっていきたいと思いますので、何かありましたら、またおっしゃっていただければと思います。

よろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

## ○司会

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の大井川利水関係協議会は、閉会とさせていただきます。

皆様、ありがとうございました。